

V 昭和60年国勢調査事務経過(茨城県)

昭和60年10月1日を調査期日として行われた国勢調査は本県で指導員1,056名、調査員14,244名の協力のもとに推定270万人の人口を調査する大規模なものであった。

調査をとりまく環境は年々困難を極めており、調査員はじめ関係者の努力はひとかたならぬものであった。

また、この調査の実施にあたっては、国段階での検討会なども含めると3年以上も前から準備が進められていたのであり、本県においても前年の59年度には、試験調査や調査区域の基本的単位である調査区の設定などが進められた。調査報告書が全て出揃うまでにはさらに3年もかかる長期調査である。

昭和60年以降のこれらの事務経過と主な事項の概要は次のとおりである。

昭和60年4月

茨城県実施本部を設置

事務執行計画を策定

5月

市町村統計主管課長会議の開催

実施本部職員に対する研修会の実施

6月

第1次市町村職員事務打合せ会の開催

7月

指導員の内申(1,056人)

審査計画及び審査日程の作成

8月

第2次市町村職員事務打合せ会の開催

調査員の内申(14,244人)

県人口予想懸賞募集を始め各種広報の実施

9月

連絡体制の整備等に関する市町村職員事務打合せ会の開催

10月

調査日(1日)

調査関係書類の受理(10/20～11/14)

調査関係書類の審査(10/21～11/30)

12月

調査関係書類の提出(12/4 総務庁統計センター)

要計表による人口、世帯数の公表(12/17) 本県の人口 2,725,004人

県人口予想懸賞募集の結果公表

事後調査の実施

昭和61年1月

調査員事後報告会の開催(水戸市・下館市)

2月

茨城県の人口(町丁字別)の集計公表

3月

茨城県実施本部の解散

8月

抽出速報集計結果(1%抽出集計結果)の公表

9月

調査票による本県人口 2,725,005人 9月30日付官報(総務庁告示第56号)

1 実施体制の確立

調査は次の系統で行われた。

国（総務庁）一都道府県一市町村一国勢調査指導員一国勢調査員一世帯

したがって、これら関係機関・関係者の綿密な連絡体制は重要である。5月、6月の国の第1次、第2次事務打合せ会を受けて、県では6月～8月にかけて第1次、第2次市町村事務打合せ会を開催した。

さらに8月末から9月の調査期日直前まで、市町村による調査員説明会が各所で行われると同時に、9月上旬には連絡体制の整備等に関する市町村職員事務打合せ会を開催するなど連絡調整を進めた。

また、調査の万全を期すため4月には茨城県及び主要市町村で実施本部を設置するなど、内部においても体制の強化を図った。

このような縦・横の連けいの強化が困難な問題の処理や審査等に大きな役割を果たしたと思われる。

2 調査員の選考及び配置について

調査員は市町村長の推薦により総務庁長官が任命する。（任命期間8/20～10/19）

世帯と直接接する調査員の職務はきわめて重要であり、選考にあたっては、各種選考要件のほか、地域の実情などさまざまな条件をも考慮しなければならず、その確保は困難であった。

また、配置にあたってはプライバシー保護の面から住居地以外の調査区に配置することや、場合によってはその反対に調査区の実情にあかるい者を配置するなど、各市町村とも調査員の配置に考慮した。

3 調査用品

調査票をはじめとする調査関係用品は膨大な量にのぼる。たとえば、調査員に配布するものだけでも、手引・筆記用具など10数種類に及ぶ。特に手引や各種パンフレットの充実、世帯用の短い鉛筆や英文調査票など、細部にわたって配慮されておりこの調査にかける期待のほどがうかがえる。

また、調査員証や調査票などは未使用も含めて全て回収するものであり、その取り扱いの徹底と効率よい配布に努めた。

4 広報活動

調査を円滑に実施するためには世帯の協力を得ることが大切である。このため、国はもちろん県でもさまざまな広報活動を展開した。その主なものは次のとおりである。

茨城県が実施した主なもの

- (1) 新聞……9月～10月にかけて協力依頼・記入もれ防止等について。いはらき新聞ほか7紙。
- (2) ラジオ……9月中、茨城放送
- (3) 広報誌……「県民と共に」9月号（県広報課）ほか

- (4) 人口予想懸賞募集……応募総数 4,733通
- (5) 野立看板・懸垂幕……水戸駅前をはじめ数ヶ所
- (6) 公用車用ステッカー……県及び市町村の公用車用として450組 (50×25cm, 2色刷)
- (7) 車内吊り用ポスター……B3版カラー 2,000枚, 県内私鉄・バス全車輌

5 審 査

国勢調査の結果は各種法令や各種行財政の基礎資料はもちろん、各方面で利用されるものである。したがって、統計の精度を高めるための調査票の審査は重要である。

世帯から提出された調査票は「調査員」、「指導員」、「市町村」、「県」そして「総務庁」とそれぞれの段階で必要な審査が行われた。

- (1) 調査員による審査 — 記入もれや記入あやまりについての基本的事項の審査
- (2) 指導員 " — 内容全般にわたる実質的な審査
- (3) 市町村 " — 調査票枚数など、特に世帯人員の数に重点を置いた審査
- (4) 県 " — 調査票の区分け・整理の検査に重点を置く (10/21～11/30)

※ (2)と(3)については合同で行った市町村がある。

6 結果の公表等について

県では、12月17日に要計表による人口として公表。(2,725,004人) 各市町村でも県の審査終了を待って各広報誌等で公表した。61年2月に茨城県の人口（町丁字別人口）として公表。8月に抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）を公表。

国では、12月24日に全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）として公表。次いで61年5月に抽出速報集計結果を公表。また報告書として予定では64年12月までに「第1次基本集計」、「第2次基本集計」、「第3次基本集計」、「抽出詳細集計」、「従業地・通学地集計その1～3」として逐次公表される予定である。